

令和5年八幡市議会第3回定例会
請 願 文 書 表

受理年月日	令和5年8月30日	受理番号	第 1 号
請 願 者 住所・氏名	京都府八幡市橋本栗ヶ谷 44-56 八幡市社会保障推進協議会 共同代表 府金隆清 (八幡市こどもと教育を守る会) 共同代表 藤本枝乃子 (新日本婦人の会八幡支部) 共同代表 森下秀一 (年金者組合八幡支部)		
件 名	健康保険証の存続を求める意見書提出に関する請願書		
紹介議員	巖 博		

請願趣旨

政府は、2024年の秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一体化する改正マイナンバー法を成立させました。しかし、誤登録や情報漏えい「資格無効」と表示されるなど、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの市民が不安を抱えています。また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民のいのちと健康が脅かされます。

国民も、医療機関も望んでいないマイナンバーカードとの一体化は直ちにやめて、現行の健康保険証を残すことを求めています。

政府は、マイナ保険証を取得しない、できない人に対して有効期限を最長5年とする「資格確認書」を一斉交付するとしており、マイナ保険証と「資格確認書」が併存する事態となります。マイナ保険証は5年ごとの更新、「資格確認書」は有効期限ごとに更新が必要となり、保険者の負担が増えるだけで、わざわざ健康保険証を廃止する必要はありません。

八幡市が2年ごとに国民健康保険証を更新し、すべての被保険者に保険証を提供してきたことによって、八幡市民はこれまで安心して医療を受けることができてきました。引き続き、全ての八幡市民が安心して医療を受け、健康に暮らせるよう、国に対して保険証の存続を求める意見書を提出して下さい。

請願事項

1. 国に対して、現行の健康保険証存続を求める意見書を提出してください。

*別添資料「健康保険証の存続を求める意見書 (案)」

健康保険証の存続を求める意見書（案）

2024年の秋に健康保険証を廃止、マイナンバーカードに一体化する改正マイナンバー法が成立した。しかし、改正マイナンバー法が国会で成立した後もマイナンバーカードをめぐるトラブルが次々明らかになっている。無保険者扱いで10割負担を患者に請求した事例、「マイナ保険証」に他人の情報がひもつけられていた事例、他人の医療情報が閲覧された事例、本人が希望しないのにマイナンバーカードに健康保険証が一体化された事例など様々なトラブルが明らかになっている。医療情報というプライバシーに密接に関連し、また命と健康に関わる情報をめぐるトラブルであり、極めて深刻な事態となっている。国民の不安を払拭するため、いったん立ち止まってシステムを総点検すべきである。同時に医療を受ける権利を保障するものとして健康保険証を存続すべきである。

政府は、マイナ保険証を取得しない、できない人に対して有効期限を最長5年とする「資格確認書」を一斉交付するとしており、マイナ保険証と「資格確認書」が併存する事態となる。マイナ保険証は5年ごとの更新、「資格確認書」は有効期限ごとに更新が必要となり、保険者の負担が増えるだけである。また、今後もマイナ保険証に関わるトラブルが発生することが危惧されており、健康保険証を存続させることが必要である。

国民皆保険制度のもと、誰もが必要なときに、必要な医療が受けられる体制を堅持するため、健康保険証の存続を強く要望する。

以上